

平成30年度
起業家による空き家活用モデル事業
【募集要項】

- 申請予約について
予約受付期間：平成30年9月3日（月）～平成30年9月27日（木）
※予約受付時間：平日の9時～12時、13時～17時です。
※予約受付 TEL：03-5320-4749（東京都産業労働局商工部創業支援課）
- 申請書類の提出方法及び期間
予約受付期間中に電話にてご予約の上、下記提出先へ持参してください。
申請期間：平成30年9月10日（月）～平成30年9月28日（金）
※申請受付時間：平日の9時～12時、13時～17時です。
- 申請書類の提出先及び問い合わせ先
東京都 産業労働局 商工部 創業支援課
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 20階中央
TEL：03-5320-4749（直通）、内線 36-571
- 創業助成事業に関する問い合わせ先
公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課 創業助成係
〒100-0005 千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル低層棟 2階
TEL：03（5220）1142

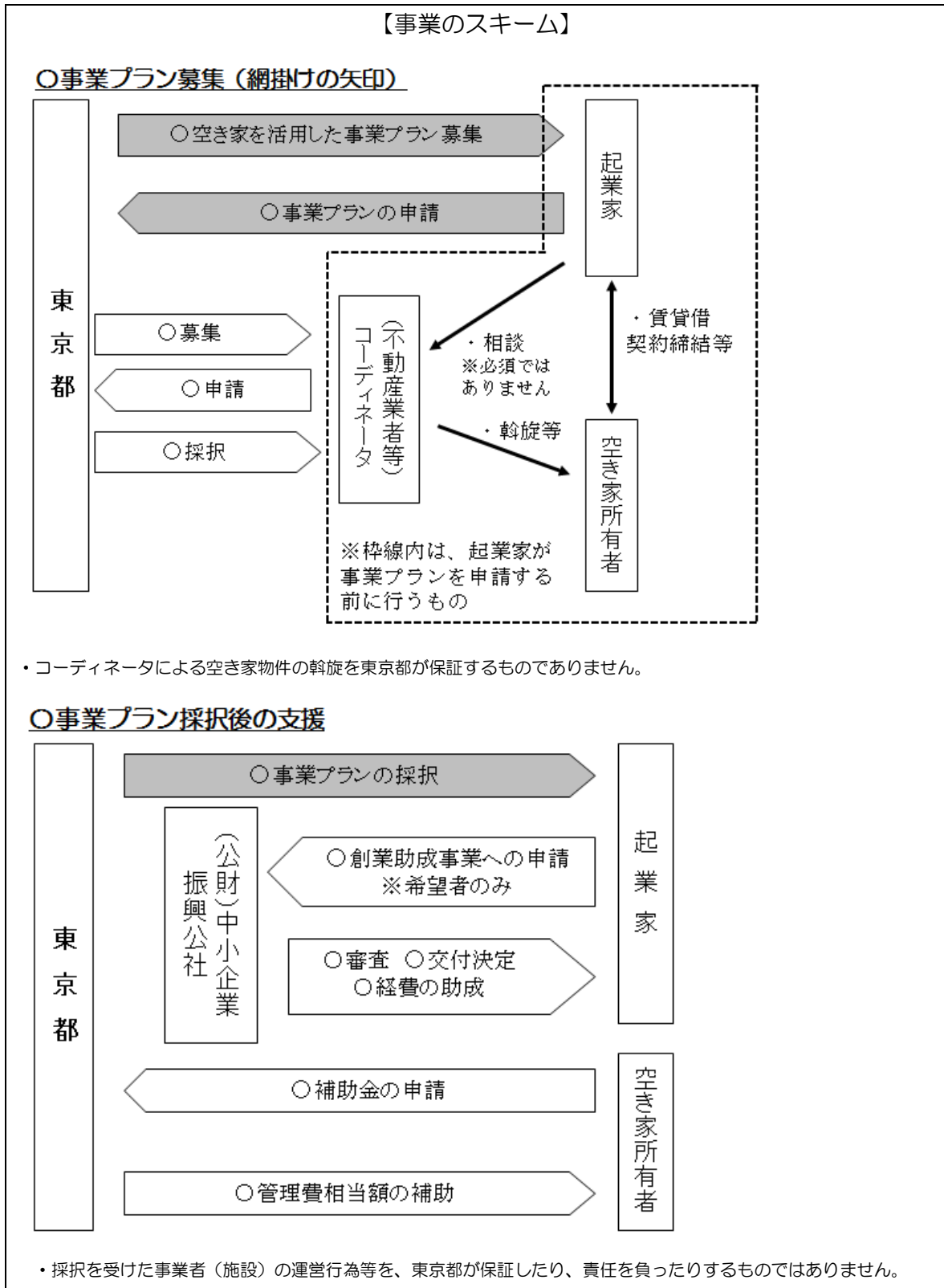
目次

1	事業概要	1
2	創業助成事業との関連について	2
3	申請資格者	2
4	応募の対象となる事業プラン	3
5	空き家物件に関する相談窓口	4
6	採択後について	4
7	空き家所有者への補助金	5
8	事業スケジュール（予定）	5
9	申請の手続き	6
10	審査	7
11	施設の現状確認について	7
12	採択後の事業プランの変更について	7
13	採択事業者の義務等	7
14	採択の取消し	7
15	その他	8
16	問い合わせ先	8
別表1	書類審査項目	9
別表2	面接審査項目	10

1 事業概要

都内に空き家は平成 25 年時点で約 82 万戸あり、近年、増加傾向にあります。十分な管理がなされていない空き家は、景観を損ねるだけでなく地域の治安悪化の原因や、大型地震などで倒壊すると人的・物的被害を生じさせる可能性があるなど、社会問題となっています。

そこで、起業家の新たな発想による空き家を活用した事業プランを東京都が募集、採択し、採択した事業プランの実施に係る各種支援を行うことで、新たな空き家の利活用モデルを創出していきます。



2 創業助成事業との関連について

- (1) 本事業に応募した事業プランが採択された場合、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）で実施している創業助成事業の申請要件を満たし、当該年度での申請が可能となります。ただし、既に創業助成の交付決定を受けている者は対象となりません。
 - (2) 創業助成事業に申請される場合、東京都に提出した申請書類一式を再度公社に御提出ください。提出の際は、申請書（様式第1号）の1、2枚目のみ公社指定の様式に変更してください。
 - (3) 平成30年度第2回創業助成事業への申請扱いとなり、公社内で実施する総合審査のみの審査（書類審査、面接審査は免除）となります。
 - (4) 総合審査を通過した場合のみ、公社から交付決定を受け、助成金を受給することができます。
 - (5) 交付決定を受けた場合の助成対象期間は、交付決定日（平成31年3月1日予定）から1年以上2年（平成33年2月28日）の間で事業に必要な期間となります。本期間は現在の予定であり、変更となる場合があります。
 - (6) 創業助成事業に申請を希望される方は必ず、別途、公社が定める募集要項（平成30年度 創業助成事業（起業家による空き家活用モデル事業採択者向け））を御確認ください。
- ※ 本要項は、創業助成事業への申請を希望される方を前提に作成しております。創業助成事業への申請を希望されない方は、「助成対象期間」と記載されている箇所については、「事業実施期間」と読み替えて申請書を御作成ください。その場合、対象となる期間は「平成31年3月1日から平成33年2月28日まで」となります。**

3 申請資格者

- (1) 都内の空き家を活用した事業を行う具体的な計画があり、次に定めるいずれかの要件を満たす者。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条及び株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法における政令に規定する中小企業者の内、次のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 申請書を受理する時点において、法人登記を行ってから5年未満で、都内の所在地を本店として登記を行っている法人
 - (イ) 申請書を受理する時点において、開業の届出を行ってから5年未満で、都内の所在地を主たる事業所等として届出を行っている個人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人の内、申請書を受理する時点において法人登記を行ってから5年未満で、都内の所在地を主たる事務所として登記を行っている法人

【 中小企業基本法第2条及び政令で規定する中小企業者】

製造業、建設業、運輸業、その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業（一部を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人
ソフトウェア業・情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

※中小企業者の範囲を示すもので起業家そのものを示すものではありません。

(2) 次に該当する者は、申請資格者となることはできません。

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること

エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

※ 大企業とは、前記ア～エに記載する中小企業者以外の者で、事業を営む者を示します。ただし、次のいずれかについては、大企業として取り扱いません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条。以下「条例」と言う。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある者

キ 個人事業主で個人事業税及び住民税を滞納している者

ク 法人（収益事業を行っている特定非営利活動法人を含む。）で法人事業税及び法人税を滞納している者

※必要に応じて他の自治体への納税状況を確認することがあります。

(3) 次の全てに該当すること。

ア 必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

イ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

(4) 創業助成事業への申請を希望する場合は、別途、公社が定める募集要項（平成30年度創業助成事業（起業家による空き家活用モデル事業採択者向け）の「3 申請要件」の（3）③及び（4）を満たしていること。

なお、公社が定める募集要項「3 申請要件」の（1）の申請要件と本募集要項で定める申請要件は同一です。

4 応募の対象となる事業プラン

都内の空き家（概ね1年以上の使用実績が無い戸建て住宅）を活用した事業プランで下記の全てに該当するもの。ただし、申請時点で既に事業として実施しているものは対象外とし

ます。

- (1) 新たな空き家の利活用としてモデルとなるような事業プランであること。
- (2) 平成31年度中に事業プランを実施する見込みが立っていること。
- (3) 活用する空き家が具体的に決まっており、申請する事業プランを実施することについて空き家所有者から合意を得ていること。
- (4) 活用する空き家が申請時点、または、事業に着手した時点で過去概ね1年程度使用実績がない空き家（戸建て住宅）であること。
- (5) 活用する空き家の建物所有者と土地所有者が同一であること。
- (6) 平成30年中に空き家所有者と賃貸借契約等を締結するなどして、空き家を活用する権利関係が確定することが見込まれること。
※平成30年中に権利関係が確定しない場合、空き家所有者が得られるメリットを十分に享受できない可能性がありますので御注意ください。
- (7) 事業プラン実施時において活用する空き家が都市計画法の用途地域制限や建築基準法等の法令に適合していること。
- (8) 事業プランを実施することについて、近隣住民等の理解を得られている、または得られる見込みがあること。

5 空き家物件に関する相談窓口

空き家物件を探す際の相談窓口として、東京都が以下の事業者を採択しましたので必要に応じて御利用ください。利用方法等の詳細につきましては、下記のウェブサイトをご確認ください。

<http://sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/akiya/>

（東京都産業労働局商工部起業家による空き家活用モデル事業HP）

- ・有限会社エムアンドエムプランニング
- ・小田急不動産株式会社
- ・株式会社タウンキッチン
- ・東京急行電鉄株式会社
- ・株式会社プレアデス
- ・ミサワホーム不動産株式会社
- ・株式会社レオパレス21

※東京都が空き家物件の紹介を保証するものではありません。また、空き家所有者との成約等が成立した場合は、各社の規定に基づき、原則、仲介手数料等が発生します。

6 採択後について

- (1) 東京都ホームページにおいて事業プランが紹介されます。
- (2) 「2 創業助成事業との関連について」に記載のとおり、公社で募集、実施する当該年度における創業助成事業への申請が可能となります。
- (3) 空き家所有者に対しては、管理費相当額の補助を行います。空き家所有者と交渉を行う際に、本補助金についてお話し頂いて構いません。
なお、本補助金は別途空き家所有者から東京都に申請が必要です。詳細は、「7 空き家所有者への補助金」をご確認ください。
- (4) 採択された翌年度から5年間は、東京都が指定する様式にて実施状況を報告して頂きます。

す。(年1回)なお、報告書が提出されない場合は、採択を取り消すことがあります。

7 空き家所有者への補助金

- (1) 申請資格者は、採択された事業プランで活用する空き家の所有者です。ただし、下記の者を除きます。
 - ア 採択された事業プランの起業家と空き家所有者が同一である場合
 - イ 所有者が法人である者
 - ウ 住民税を滞納している者
 - エ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当する者。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者
- (2) 補助期間は、平成31年度から平成33年度の3年間。
- (3) 補助率は、1年目10/10、2年目2/3、3年目1/3。
- (4) 補助対象経費は、固定資産税、都市計画税の納税額。申請にあたっては、納税証明書等の根拠書類が必要です。

8 事業スケジュール（予定）（※1）

日程	事業プランの採択（東京都）	創業助成事業（公社）
7月6日(金)	事業説明会	
9月3日(月) ～9月27日(木)	申請予約受付	
9月10日(月) ～9月28日(金)	申請受付	
10月	書類審査（※2）	
11月上旬	面接審査	
11月中旬	採択事業者決定	
12月		
2月中旬		総合審査
3月中旬		交付決定

（※1）上記の日程は変更となる場合がございます。

（※2）必要に応じて現地調査等を行います。

9 申請の手続き（事業プランの採択）

(1) 申請予約

平成 30 年 9 月 3 日(月) ～9 月 27 日(木)に、電話にて来庁日の予約をお願いします。

※ 受付時間は平日の 9 時～12 時、13 時～17 時です。

※ 予約受付 TEL：03-5320-4749（東京都産業労働局商工部創業支援課）

(2) 提出期間

平成 30 年 9 月 10 日(月) ～9 月 28 日(金)

※受付時間は平日の 9 時～12 時、13 時～17 時です。

(3) 提出方法

都庁へ持参の上、提出してください。（郵送では受付いたしません）

(4) 提出先

東京都庁第一本庁舎 20 階中央 産業労働局 商工部 創業支援課

TEL 03-5320-4749（直通）、内線 36-571



(5) 提出書類

「平成 30 年度起業家による空き家活用モデル事業申請書」及び添付書類一式
《注意事項》

※提出部数 2 部（※正本と副本を 1 部ずつ）

※両面印刷不可。（一部を除く）

※書類は A4 サイズで統一してください。

※ステープル留めやファイリングをせず、クリップ留めにして提出してください。

※審査にあたり、白黒でコピーを取りますので、資料は 白黒でも判別できるものとして
ください。

※補足資料「図面」については、「縮尺・寸法・各室の用途」等を明示した「平面図（縮尺が合っているもの）」を必ず添付してください。

(6) 申請書様式のダウンロード

以下のアドレスの「募集要項等ダウンロード」よりダウンロードしてください。

<http://sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/akiya/>

（東京都産業労働局商工部起業家による空き家活用モデル事業HP）



10 審査

書類審査・面接審査を行い、採択事業者を決定します。審査結果については、全ての申請者に対し書面にて通知します。

(1) 書類審査

書類審査では、申請者から提出された申請書類に基づいて別表1の視点から審査を行います。

また、必要に応じて空き家物件や周辺環境などを調べる現地調査（※）を行います。併せて、各種法令適合性や空き家の権利関係及び概ね1年程度空き家であったかなどの調査を行います。現地調査に当たっては、事前に日程を御連絡のうえ伺いますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、改修工事を伴う場合は改修工事が法令に適合していることを確認するため、所轄消防署及び建築主事との打合せ議事録などを御提出頂く場合があります。

※必要に応じて建築士等の専門家が同行します。

(2) 面接審査

面接審査では、書類審査を通過した申請者との面接に基づいて、別表2の観点から審査を行います。

(3) 採択事業者の決定

書類審査・面接審査の結果を基に採択事業者を決定します。決定にあたっては、必要に応じて条件を付す場合があります。

11 施設の現状確認について

採択後に改修工事を行う場合、改修終了後の使用形態等が各種法令を遵守しているか等の現状確認を行うことがあります。万一違法建築物であることが確認された場合は、採択時点に遡及して採択を取り消します。

12 採択後の事業プランの変更について

- (1) 採択事業者は、採択された事業プランの内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 前項の承認にあたって、事業プランの内容を大幅に変更しようとする場合は、「10 審査」に記載した手続きに準ずる審査を行います。

13 採択事業者の義務等

- (1) 採択された事業プランの進捗状況確認のため、東京都が採択事業者に対して報告を求め、又は各種調査を行う場合があります。
- (2) 前項の報告及び調査により、採択された事業プランが採択決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、採択事業者に対し、これらに従って採択された事業プランを遂行するよう東京都が指示する場合があります。
- (3) 採択された事業プランについては、企業名、連絡先等について公表いたします。また、本事業に関する成果事例としてのPRにご協力頂く場合があります。
- (4) その他、東京都の産業労働行政に係るPR活動にご協力頂く場合があります。

14 採択の取消し

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、採択を取り消す場合があります。また、採択の取消しにより採択事業者に損失が発生した場合であっても、都は一切の負担を負わない

ものとしします。

- (1) 採択した事業プランに従って事業を実施していない場合。
- (2) 「3 申請資格者」に記載の申請資格を喪失した場合。
- (3) 偽りの申請により採択を受けた場合。
- (4) 採択した事業プランの実施にあたり、各種法令に適合していないことが判明した場合。
- (5) 申請者が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するに至ったとき。
- (6) その他、この要項に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合。

15 その他

- (1) 提出書類は返却しません。必要に応じて、都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- (2) 申請書提出後の加筆・修正等はできません。
- (3) 申請書は、記載内容の説明が可能な方が提出してください。
- (4) 申請書提出、面接審査時等において、ボイスレコーダーやカメラ等により記録をとることはご遠慮ください。
- (5) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。
- (6) 申請書類、資料の作成及び提出に要する経費等、申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。
- (7) 予約した日時にお越しにならない場合には、申請を辞退したものとみなします。

16 問い合わせ先

- **本募集**に関する問い合わせは以下へお願いいたします。

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎20階中央

TEL 03-5320-4749 (直通)、内線36-571

FAX 03-5388-1462

- **創業助成事業**に関する問い合わせは以下へお願いいたします。

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課 創業助成係

TEL：03(5220)1142

FAX：03(5220)1144

別表 1 書類審査項目

1 活用する空き家の権利関係等について	
(1)	過去概ね1年程度使用実績がない空き家（戸建て住宅）であるか。
(2)	空き家の建物及び土地所有者は明確になっているか。
(3)	空き家を事業用に使用することについて空き家所有者から同意を得ているか。
(4)	起業家と空き家所有者間で賃貸借契約等が締結される見込みが立っているか。
(5)	実施する事業内容等は各種法令を順守しているか。
(6)	実施する事業内容は近隣住民からの理解を得られているか、もしくは得られる見込みが立っているか。

別表2 面接審査項目

I 内容の明確性	
	(1) 事業内容が明確であり、具体性がある。
	(2) 事業内容に適した空き家が選定されている。
	(3) 実現性の高い収益モデルが示されている。
II マーケティングの有効性	
	(1) 想定顧客のニーズと商品・サービスの差別化が具体的に示されている。
	(2) 商品・サービス等の価格設定の根拠が具体的に示されている。
	(3) 適切な販売戦略が示されている。
III 事業の実現性	
	(1) 経営資源の調達方法について具体的な実行方法が示されている。
	(2) 翌年度中に商品・サービスの提供が可能である。
	(3) 事業の実施にあたり、近隣住民から理解を得られる見込みが立っている。
IV 事業実施の効果・意義	
	(1) 空き家利活用のモデルとなるものであり、波及効果が期待できる。
	(2) 事業実施が地域経済への波及、社会貢献、課題解決につながることを期待できる。
	(3) 空き家の利活用としての新規性が高い。
V 資金調達の適格性	
	(1) 適切な資金計画となっている。
VI 創業助成に関する事項（創業助成事業への申請を希望する場合のみ）	
	(1) 事業計画に沿った申請経費である。
	(2) 助成を受けることで何を充実させたいか明確になっている。